

サプライヤー行動規範

前文

Webasto SEおよびその関連子会社、すなわち、Webasto SEが直接的、または間接的に過半数（株式保有率50%超）を所有する会社（以下、「ベバスト」）は、グローバルな事業活動を通じて、誠実さ、倫理的行動、およびコンプライアンスに取り組みます。ベバストの社内行動規範（以下、「COC」）には、コンプライアンスを確保し、安全を保証し、敬意を示し、環境に配慮した職場環境を確保するための基準が定められています。

ベバストにサービスまたは商品を提供する契約上の相手方企業（以下、「サプライヤー」）は、当社の成功に不可欠であり、その行動はベバストに直接反映されます。ベバストは、サプライヤーとの持続可能で協力的な信頼関係に依拠しています。ベバストは、当社の中核となる価値観を共有するサプライヤーとのみ提携する所存であり、そうしたサプライヤーの継続的な発展と、サプライヤーとそのサブサプライヤーの一貫性のある管理を通じて、ベバストの持続可能性の実績を向上させることを意図しています。したがって、ベバストはサプライヤーに対し、ベバストの「サプライヤー行動規範」（以下、「SCOC」）に規定される全ての規制事項を受け入れるよう要請します。

本SCOCは、ベバストが各サプライヤーに期待する最低基準を定めたものです。本SCOCはCOCに基づく一方で、新規サプライヤーの選定と選定済のサプライヤーの一覧の作成の際には、倫理面、環境面、および社会面での基準といった、補足的な要件が反映されることが重要です。ベバストは、サプライヤーのみならず、その従業員、下請業者、サブサプライヤーに対しても、サプライチェーン内で本SCOCの要件が満たされることを期待します。

ベバストでは、サプライヤーの社会的および環境的パフォーマンスの直接的な評価、または第三者による間接的評価が定期的な実施できることを必須とします。この評価には、環境、労働慣行、公正な事業慣行、および持続可能な調達が含まれます。また、この評価は、リスクの特定や監査先の選定にも使用されます。サプライヤーは本書により、かかる評価に同意するものとします。

本SCOCには、その原産地で適用される法規制により優先される規定が含まれる可能性があります。サプライヤーとの契約は、契約上の諸条件に基づいて管理されますが、本SCOCと契約上の諸条件が競合する場合は、契約に別段の明示がない限り、本SCOCに記載された義務が適用されます。ベバストは、本SCOCに断固とした遵守姿勢を示すサプライヤーとの関係を確立・維持することを希望しており、サプライヤーが本SCOCのいずれかの条項または規定に違反したとベバストが判断した場合は、いかなる契約または合意も解除する権利を留保します。

当社と貴社の優れた評判はいずれも、私たちの事業の健全性にも依拠しているため、ベバストは、サプライヤーである貴社が本SCOCに精通し、日常業務においてこれを考慮することを期待します。

2023年5月

目次

1.	社会的原則	3
1.1	人権	3
1.2	結社の自由と団体交渉権	3
1.3	強制労働の禁止	4
1.4	児童労働の禁止	4
1.5	労働時間と報酬	4
1.6	差別、ハラスメントの禁止	5
1.7	多様性、公平性、インクルージョン	5
1.8	労働安全衛生	5
1.9	公的な治安部隊と民間の警備部隊の配備	6
1.10	土地、水、森林の権利の保護、不法な強制立退きの禁止、少数民族と先住民の尊重	6
1.11	人権擁護活動家の保護	7
2.	環境原則	7
2.1	環境保護、エネルギー削減、天然資源保護	7
2.2	環境に優しい資材、資源の保護、再利用とリサイクル	8
2.3	規制物質とCO ² 排出量	8
2.4	材料の明細記録	9
2.5	紛争鉱物	9
2.6	生態系、生物多様性、水資源保護	10
2.7	有害物質と廃棄物	10
3.	ビジネス倫理原則	10
3.1	汚職防止、贈収賄防止およびマネーロンダリング防止	10
3.2	反競争的行為	10
3.3	秘密保持	11
3.4	プライバシーおよび知的財産	11
3.5	人工知能	11
3.6	制裁措置	11
4.	一般原則	11
5.	通報と対策	11
6.	監査	12
7.	商業上のフローダウン	12

1. 社会的原則

サプライヤーは、あらゆる事業取引において、本SCOCの以下の社会原則の規定を自社およびサプライチェーン内で遵守することを保証するものとします。サプライヤーは、ベバストのバリューチェーンにおいて、ベバストに人権への悪影響の蓋然性が懸念される製品を供給またはサービスを提供する限りにおいて、人権のデューディリジェンスのためのプロセス（例：人権デューディリジェンス・プロセス）を社内に確立し、これに基づき人権に関する体系的かつ適切なデューディリジェンス措置を講じることによりを約束します。ドイツの「サプライチェーンにおける法人のデューディリジェンス義務に関する法律（2021年7月16日付）」（以下、「SCDDA」）などサプライヤーに適用されるデューディリジェンスに関する国内法、および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「国連指導原則」）の要件、ならびに関連するOECDガイドラインと諸原則は、この点に関して極めて重要です。前述のデューディリジェンス法に基づき、サプライヤーは、自社の規模と売上高、製品またはサービスの種類および原産地、および製品またはサービスに含まれる原材料に応じて、特に関連するリスクに応じて、かかる措置の適切性と範囲を決定します。

1.1 人権

サプライヤーは、人権が依然として十分に保護されていない地理的な地域を含め、あらゆる事業活動において人権を尊重することを約束します。サプライヤーは、基本的人権侵害に関する共謀または加担行為の状況防止に取り組むことに同意します。サプライヤーは、サプライチェーン全体を通じて人権を尊重する責任を果たすことを約束します。特に、サプライヤーは、国連世界人権宣言（1948年）、SCDDAと国連指導原則、および関連するOECDガイドラインと原則を遵守することを約束します。

1.2 結社の自由と団体交渉権

適用される現地の法律に従い、サプライヤーは、全ての労働者が自ら選択した労働組合を結成し、加入する世界的な権利を認め、組合の独立性と多元性が維持されるように努めることを約束するものとします。サプライヤーは、団体交渉を推進することを約束します。さらに、サプライヤーは組合員と組合指導者を保護し、また、あらゆる形態の反労組の差別をしないことを約束します。サプライヤーは、特に次の規則（以下、「諸規則」）を遵守することを約束しますが、これには限定されません。

- ILO結社の自由および団結権保護条約、1948年（第87号）
- ILO団結権および団体交渉権条約、1949年（第98号）
- 市民のおよび政治的権利に関する国際規約（1966年12月19日）第22条と、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（1966年12月19日）第8条、ならびに
- ILO労働者代表条約、1971年（第135号）

サプライヤーは、かかる諸規則から生じる関連する権利に従業員に周知するものとします。

サプライヤーは、かかる諸規則から生じる権利が制限を受けることなく適用されるよう、自社の管理職を教育するものとします。さらに、かかる権利が法律で保証されていない場合は、団体交渉のための明確な規則と枠組み条件を定めるか、代替手続きを確立しなければなりません。かかる補足的な諸規則は、全ての労働者に同様に適用されなければなりません。

1.3 強制労働の禁止

サプライヤーは、職場環境において、強制労働、奴隷労働、年季奉公労働、非自発的もしくは搾取的な囚人労働、奴隷制度、奴隷類似の慣行、隷属、または極端な経済的もしくは性的搾取や屈辱、人身売買などによるその他の形態の支配や抑圧を行ってはなりません。サプライヤーは、作業施設における労働者の移動の自由を、いかなる種類または形態においても不合理に制限してはなりません。各労働者には、それぞれの母国語または当事者間で選択された別の言語で合意された基本的な雇用条件の記録を提供するものとします。採用プロセスにおいて、賃金や経費を差し引いたり、手数料を請求したりすることにより、労働者に金銭的負担を課すことは禁じられています。サプライヤーは、身分証明書の差し止めや、労働者の意思に反するその他の措置を取ることで、労働者の移動を制限してはなりません。特に、サプライヤーは次の諸規則を遵守することを約束します。

- ILO強制労働条約、1930年（第29号）
- ILO強制労働廃止条約、1957年（第105号）
- ILO最悪の形態の児童労働条約、1999年（第182号）、および
- ILO強制労働条約（1930年）の2014年議定書

サプライヤーは、採用、昇進、および解雇の実施手順を定めた明確な方針を有するものとします。また、サプライヤーは自社内および人材派遣会社や人材スカウト会社などの第三者の両方において、労働と採用慣行をどのように監視し、適切な記録をどのように保存しているかについて概説するものとします。労働条件と雇用契約は、書面で明確に文書化する必要があります。

1.4 児童労働の禁止

サプライヤーは、自社内およびサプライチェーン内の自社のサプライヤーに対して、いかなる状況においても児童労働を容認しないことを保証します。サプライヤーは、世界中の児童労働の撲滅に貢献することを約束します。ここで言う児童とは、義務教育修了年齢未満、その国の最低雇用年齢未満、または15歳未満のうち、いずれか高い方の年齢に満たない者を意味します。法定雇用年齢を超えていても18歳未満の者は、夜勤と残業を含め、健康や安全が脅かされる恐れのある業務を行ってはならないものとします。特にサプライヤーは、この目的のために、従業員および求職者の年齢データを確認し、次の諸規則の遵守について約束しますが、これらに限定されません。

- ILO最低年齢条約、1973年（第138号）
- 国連の児童の権利条約、1989年および
- ILO最悪の形態の児童労働条約、1999年（第182号）

別個の方針として、サプライヤーは、自社の事業およびサプライチェーンにおいて、上記の諸規則に従って児童労働を禁止するものとします。サプライヤーは、この要件を法的拘束力のある契約や合意に組み込むものとします。

サプライヤーがその業務において児童労働を見つけた場合、当該児童を雇用から排除するだけでなく、適切な教育プログラムへの入学など、適切な改善措置が取られるように保証するものとします。

1.5 労働時間と報酬

サプライヤーは、現地の法律規定、または業界の標準規格で設定された労働時間について、最長時間、最低休憩時間、休息时间に関して、より高い保護レベルが設定されている方を超えないような手続きを実施することを約束します。サプライヤーは、適用される全ての賃金・手当に関する法律、残業時間、法的に義務付けられた諸手当を遵守し、労働者に報酬を支払うことを約束します。労働者には、各給与支払い期間についての十分な詳細情報を含む賃金明細書を提供し、行った業務に対する正しい報酬を確認できるようにするものとします。特に、サプライヤーは次の諸規則を遵守することを約束します。

- ILO労働時間（工業）条約、1919年（第1号）
- ILO労働時間（商業・事務所）条約、1930年（第30号）
- ILO同一報酬条約、1951年（第100号）および
- ILOパートタイム労働条約、1994年（第175号）

賃金および手当は、常勤雇用の賃金を考慮に入れ、適切な生活水準を提供しているかどうかを判断するため、定期的に見直されなければなりません。賃金および手当は、労働組合との交渉において、または別の参加形態を通じて合意するものとします。

サプライヤーは、業界の取り組みにおいて、法定最低賃金を上回る賃金および手当を支援するものとします。

1.6 差別、ハラスメントの禁止

サプライヤーは、人種、肌の色、民族的出自、性別、性自認、宗教または信条、年齢、身体的障害、妊娠、出産、配偶者の有無、政治的帰属、性的指向に基づく差別またはハラスメントを行わず、これを容認せず、またこれに関与してはならないものとし、平等な待遇を確保するものとします。性別にかかわらず、同一価値労働に対する同一賃金の原則を適用することとします。サプライヤーは、職場における機会均等を保証し、あらゆる形態の差別とハラスメントを禁止し、また、女性の権利を含むが、これに限定されない、それぞれの適用法に従うこととします。サプライヤーは、適切な規則を採用し、これを全従業員に明確に伝えなければなりません。また、差別とハラスメントの具体的な事案は直ちに終了させ、被害を受けた人々を保護するための措置を講じなければなりません。特に、サプライヤーは次の諸規則を遵守することを約束します。

- ILO同一報酬条約、1951年（第100号）
- ILO差別待遇（雇用および職業）条約、1958年（No.111）
- 国連の市民的および政治的権利に関する国際規約、1966年、ならびに
- 国連の経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、1966年

サプライヤーは、特に人事決定において、差別とハラスメントを認識・防止するために管理職と従業員に十分な教育を提供することを保証するものとします。サプライヤーは全従業員に対し、定期的に差別とハラスメントの意識向上を図り、違反行為を通報するための手順について、研修などの形態で説明するものとします。

1.7 多様性、公平性、インクルージョン

サプライヤーは、世界中の全従業員の多様なスキルや経験を、相違点や類似性に関係なく支援することを約束するものとします。サプライヤーは、従業員に対し、公平性、公正性、社会的・文化的多様性の尊重とインクルージョンを促進し、適用される法令に定められている通り、違法な差別、ハラスメント、および蔑視がない職場環境を提供することを約束するものとします。さらに、サプライヤーは、全ての措置、職務、関与を業績と能力に基づいて実施する、機会均等に配慮する雇用主であることを約束します。特に、サプライヤーは次の諸規則の遵守を約束しますが、これに限定されません。

- ILO原住民および種族民条約、1989年（第169号）
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言、2007年、および
- 民間軍事会社のための国際行動規範、2010年

1.8 労働安全衛生

サプライヤーは、健康で安全な職場環境が製品とサービスの質を高めるだけでなく、生産の一貫性、労働者の定着と士気を維持するという概念を支持します。したがって、サプライヤーは、社内の全ての責任レベルの従業員、および労使代表が参加する効果的な労働安

全衛生方針を適用することを約束します。

これには特に、騒音テストを含むが、これに限定されない特定、評価、管理、予防保全、安全作業手順から継続的な安全研修に至るまで、労働者が安全衛生上の危険にさらされる可能性を最小限に抑えるための、公認・認証済の労働安全衛生マネジメントシステム（例：ISO 45001やOHSAS 18001）を職場で実施・運用すること、また、要請に応じて対応する証明書をベバストに提出し、その証拠を提供することが含まれます。サプライヤーは、潜在する緊急事態のあらゆる種類の影響を特定、評価して、最小限に抑え、それぞれ研修や訓練を含む適切な緊急事態準備計画を実施することを約束するものとします。さらに、サプライヤーは、特に労働災害と疾病、産業内衛生、機械の安全防護、衛生、食品、および住居に関して、現地の法律で適用される全ての規制と、特に、次の諸規則を遵守することを約束しますが、これらに限定されません。

- ILO職業上の安全および健康に関する条約、1981年（第155号）ならびに
- ILO職業上の安全および健康を促進するための枠組みに関する条約、2006年（第187号）

サプライヤーは、労働関連の事故や病気をゼロにすることを目指して、労働環境を改善するための継続的な発展を支援するものとします。サプライヤーは、労働安全衛生に関する方針とガイドラインを定め、労働災害や疾病が基本的に予防可能となるように、予防的アプローチを推進するものとします。

サプライヤーは、労働者の安全を確保するために定期的な検査を実施し、事故率、死亡者数、および損失日数について意欲的な目標を設定し、また、その進捗状況を毎年報告するものとします。サプライヤーは、労働者のあらゆる安全衛生訓練を文書で記録し、また、労働者に対して保健サービスへのアクセスを提供するものとします。適切な手段には、事業所内診療所、または外部の医療提供者への紹介制度が含まれます。

1.9 公的な治安部隊と民間の警備部隊の配備

サプライヤーがその業務を保護するために自社の警備隊員を使用する場合、または民間の警備サービス会社に警備を委託する場合、サプライヤーはかかる警備隊員や警備サービスが国際的に認められた人権を尊重していることを保証するものとします。サプライヤーは、人権を無視するような民間の警備サービス会社との契約や公的な治安部隊の利用はしないものとします。

サプライヤーは、安全保障と人権に関する自主原則を積極的に促進し、人権を尊重する方法で警備部隊を配置するものとします。この目的のため、サプライヤーは、人権侵害につながる可能性のあるものを排除できるよう、配備される警備隊員の身元調査など、適切な調査を実施するものとします。

サプライヤーは、採用した全ての警備担当の人員に対し、職務遂行に際して遵守すべき人権に関する研修を実施するものとします。

サプライヤーは、協力関係の形で、民間警備部隊または公的な治安部隊によって引き起こされた人権への悪影響を是正し、被害を受けた人またはその代理人と協力して再発を防止するものとします。

1.10 土地、水、森林の権利の保護、不法な強制立退きの禁止、少数民族と先住民の尊重

サプライヤーは、土地、森林、水の権利を尊重し、不法な立退きや強制立退きを行わず、土地、森林、水を不法に奪わないことを約束するものとします。サプライヤーは、少数民族、地域社会、先住民の権利を尊重し、とりわけサプライヤーがその事業所で行う事業によって、そうした人々が影響を受ける可能性がある場合は、その事業活動が地域に及ぼす影響を考慮することに同意します。特に、サプライヤーは、少数民族、地域社会、および

先住民の健康、安全、生活への有害な影響を回避するための適切な措置を講じるものとします。サプライヤーは、少数民族、地域社会、先住民の再定住を違法に強制せず、非自発的な再定住に違法に加担しないものとします。

サプライヤーは、その活動において、「独立国における原住民および種族民に関するILO条約（第169号）」に定義されている先住民の自由で、事前に提供される、十分な情報に基づく同意の原則を尊重し、先住民の権利、社会的・文化的遺産、および環境面・経済面の利益を尊重するものとします。これには、先住民の土地、森林、および水（その管理を含む）、ならびにその他の天然資源との関係も含まれます。特に、サプライヤーは次の諸規則を遵守することを約束します。

- 原住民および種族民条約、1989年（第169号）

再定住が必要な場合は、以前の生活条件を回復することを目的として、社会的・経済的な悪影響を最小限に抑え、補償するものとします。サプライヤーは、そのサプライチェーンにおいて、土地、森林、および水の強奪に対して、ゼロ容認方針を確立するものとします。さらに、サプライヤーは、過去に不正に奪われた土地、森林、および水に対する是正措置を確立するものとします。

サプライヤーは、地域社会とのあらゆる活動や情報伝達において、インクルージョンと文化的な適切性を確保するものとします。サプライヤーは、特に少数民族と先住民を含むがこれに限定されない地域社会とのあらゆる交流において、透明性のある情報伝達を行い、文書で記録するものとします。

1.11 人権擁護活動家の保護

製品またはサービスの価値創造プロセスに関連して、人権擁護活動家に潜在的なリスクが生じる場合には、サプライヤーは、人権擁護活動家に対するあらゆる形態の威嚇、脅迫、差別、ハラスメント、中傷、犯罪者扱いに反対するものとし、サブサプライヤーに対しても同様のことを要求するものとします。

2. 環境原則

サプライヤーは、本SCOCに記載された環境原則条項を確実に遵守するものとします。サプライヤーは、特に、生物多様性への配慮、土地利用を最小限に抑えること、森林伐採の自粛、水質保護、水消費量を最小限に抑えること、水管理の改善への努力など（ただし、これに限定されません）、環境保護のための体系的なアプローチを取るものとします。生産資材のサプライヤーは、環境管理システムを確立し、資材、物品、エネルギーの無駄を最小限に抑えるシステムを構築する必要があります。サプライヤーは、エネルギー効率の改善とエネルギー消費量の削減に努めるものとします。可能かつ実行可能な場合には、サプライヤーは再生可能エネルギー資源（例えば太陽光、風力、水力、潮力、地熱、バイオマスなどによる100%のグリーン電力）を化石エネルギー源などの再生不可能なエネルギー源より優先して使用するものとします。サプライヤーは、こうしたシステムを定期的に見直し、機会とリスク、熱意と目標が常に最新の状態に保たれ、適任の従業員がシステムを運用するよう保証するものとします。

2.1 環境保護、エネルギー削減、天然資源保護

ベバストは、トップクラスの製品を生産する上で不可欠な要素として、環境に対する責任を尊重し、引き受けます。そのため、ベバストはサプライヤーに対しても、その事業運営において、同じレベルの精査と責任を期待します。

サプライヤーは、環境保護、環境に責任を持つエネルギーの削減、天然資源、それぞれの悪影響の蓋然性に関して、事業の現場と施設の管理を実施、維持、および継続的な改善を約束するものとします。サプライヤーは、その生産工程、およびその生産と既成の製品に使用される全ての資材および物質が、それぞれ適用される環境規制、および規制を超えるか、規制を補足する環境基準に準拠していることを保証するものとします。また、サプライヤーは、自社の生産とそのサプライチェーンにおける環境関連リスクを体系的に特定し、予防原則に従って環境上の危険と蓋然性のある環境破壊を防止し、防止が不可能であることが証明できる場合には、最小限に抑えるための適切な措置を講じる必要があります。

サプライヤーは、適用される現地の法律で要求される全ての環境に関する許可、承認、証明、および登録を取得し、維持し、最新状態に保ち、保管し、また、それぞれの適用される報告手続きに従うものとします。

2.2 環境に優しい資材、資源の保護、再利用とリサイクル

ベバストは、サプライヤーがエネルギー、原材料、および水などの資源を責任を持って節約して使用することを期待します。特にサプライヤーは、水源を保護するため、適用される法律や規制を常に遵守し、潜在的な取水と排水を責任を持って管理するものとします。ベバストは原材料の使用に特に配慮しているため、サプライヤーには、サプライチェーン全体を含め、ベバスト製品の環境への影響を軽減するためのベバストの努力を支援することを期待します。サプライヤーは特に以下を実施するものとします。

- 環境に優しい代替材料の開発と使用を促進し、材料の効率的な使用、例えば、二次原材料や代替エネルギーの使用により生産された材料を提案すること、および
- エネルギーと水の消費量の削減に取り組み、温室効果ガスの排出削減など、環境区画への排出を削減すること。

さらに、ベバストはサプライヤーが環境への影響に関する透明性の確保に取り組むことを期待します。サプライヤーの事業、およびそのサプライチェーンにおける温室効果ガス排出と材料使用に関連する情報は、要請に応じてベバストに提供されるものとします（詳細は2.3項を参照）。

ベバストは循環型経済への移行の支援に尽力するため、二次原材料、リサイクルしやすい材料、再利用材料、サブアセンブリおよび天然由来の材料の使用、ならびに材料効率、クローズドループリサイクルの取り組みを特に重視しています。サプライヤーは、蓋然性のある対策や改善を提案することで、この分野におけるベバストの活動を支援することを約束するものとします。

2.3 規制物質とCO²排出量

サプライヤーは、「残留性有機汚染物質条約」（後に定義）および「水俣条約」（後に定義）に従って、水銀と水銀化合物、有害廃棄物などの規制物質（以下、「規制物質」）の使用と排出を削減し、「パリ協定」（後に定義）に従って、二酸化炭素（以下、「CO²」）の排出を削減し、「GHGプロトコル」（後に定義）に従って、CO²排出量を測定・監視する方針を導入するものとします。サプライヤーは、ベバストの要請に応じて、事業体別および製品別のCO²フットプリント、すなわち自社製品のCO²フットプリントを報告する必要があります。さらに、サプライヤーは、ベバストの要請に応じて、例えば、鉄鋼、アルミニウム、プラスチック、ガラスなどの排出量の多い材料について、ベバストに再利用原材料の使用の見積書を開示するものとします。さらに、サプライヤーは、有害な排出物、および規制物質の使用、生産、収集、保管、廃棄、輸出または輸入を行わないものとし、個

々の場合で、全ての法的要件および制限値を遵守するものとします。サプライヤーは中期的に、CO²ニュートラルの製品に切り替える必要があります。疑義を避けるため付言すると、ベバストとの関係において、サプライヤーは、CO²排出量とカーボンフットプリントの削減、規制物質の使用量・排出量の削減という上記の義務を果たす目的において、実際のCO²排出量または規制物質の量と値と相殺するために炭素と規制物質の除去証明書、炭素と規制物質の削減証明書を使用することはできないものとします。上記とは別に、サプライヤーは特に以下の規則を遵守することを約束するものとします。

- バーゼル条約、1989年3月22日
- 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）と世界資源研究所（WRI）が、1998年に共同開催した温室効果ガス・プロトコル（以下、「GHGプロトコル」）
- 国連の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2001年（「残留性有機汚染物質条約」）
- 国連の水銀に関する水俣条約、2013年（「水俣条約」）および
- 国連の2015年に合意されたパリ協定（「パリ協定」）

2.4 材料の明細記録

サプライヤーは、納入部品とコンポーネントの完全な材料明細を提供することと、健康と安全や環境保護に懸念のある物質の禁止、使用制限、またはトレーサビリティに関する全ての適用法を尊重し、それぞれに適用される報告体制に従うことを約束します。

2.5 紛争鉱物

サプライヤーが紛争地域と高リスク地域を原産地とする原材料、またはそうした地域を経由する原材料を使用する場合、あるいは、サプライヤーがそのような原材料をその製品に使用する場合、サプライヤーは、特にタンタル、スズ、タングステン、および金（ただし、これに限定されません）などの、紛争地域から産出される使用中の鉱物の原産地に関する方針を導入・維持することを約束し、この方針は透明性に関する規制の中でも、特に紛争鉱物に関する、強制力のある適用法に準拠するものとします。さらに、サプライヤーは、そのサプライチェーン・デューデリジェンスを効果的に実施して、サプライチェーンに沿った実際および潜在的な悪影響のリスクを最小限に抑える必要があります。サプライヤーは、リスクを体系的に特定し、優先順位を付け、対策を講じる方法を、適切な方針の中で説明する必要があります。特に、サプライヤーは、紛争鉱物に関する次の諸規則を遵守することを約束しますが、これに限定されません。

紛争影響地域および高リスク地域で産出されるスズ、タンタル、タングステン、それらの鉱石および金のEU輸入業者向けのEU規則No.2017/821

サプライヤーが3TG（スズ、タンタル、タングステン、および金）の供給者である場合、またはその製品にこうした原材料を使用する場合、サプライチェーン内の全ての製錬業者と精製業者がOECDに準拠したデューデリジェンスを実施しているかどうかを特定し、開示し、評価するものとします。サプライヤーは、最小限、「責任ある鉱物保証プロセス」（以下、「RMAP」）のような確立された手続きを使用する必要があります。サプライヤーは、生産開始時に、こうした原材料が「責任ある鉱物調達イニシアティブ」（RMI）のRMAPの要件（ステータス：適合）を満たす精製業者および製錬業者からのみ調達されていることを保証しなければなりません。当該のサプライヤーは遅くとも毎年3月1日までに、その証明として、「紛争鉱物報告テンプレート」（CMRT）を提出するものとします。使用された製錬業者や精製業者がこの基準を満たしていない場合、ベバストはそのサプライヤーに対し、RMAPに準拠していない製錬業者や精製業者を、ベバスト向けのサプライチェーンから長期的に排除するよう要請することがあります。

さらに、ベバストはサプライヤーに対して、レアアース、プラチナ、パラジウム、アルミニウム、ニッケル、銅、亜鉛、グラファイト、リチウム、コバルト、クロム、マイカ、3TG、スチール、ガラス、プラスチック、レザー、天然ゴムなどの、具体的な重要原材料の使

用に関して、「責任ある鉱業保証のためのイニシアティブ」(IRMA)の認証を提出するよう要請します。

2.6 生態系、生物多様性、水資源保護

サプライヤーは、自社の事業活動が、生物多様性、水質、土壌と大気の質に害を及ぼすような自然生態系の違法な変化に加担せず、そこから利益を得ないことを保証するものとします。上記は森林伐採にも適用されますが、森林伐採とは、主に自然林を農地やその他の土地利用に転換することを意味します。サプライヤーは、自社のサプライチェーンに対しても適切なデューデリジェンス措置を講じるものとします。サプライヤーは、自社製品のバリューチェーンにおいて、自然林やその他の自然生態系が変化するリスクや、生物多様性、水質、土壌と大気に関するリスクがある場合、自然と文化的価値の保護を含め、こうした自然生態系の長期的な保護を支援するための適切なデューデリジェンス措置を講じる必要があります。

サプライヤーは、地表・土壌、水・地下水の汚染を防ぐために、注入物および土壌損傷の環境適合性を確認しなければなりません。特に、サプライヤーは、製品の調達と製造工程が淡水・海水の水質を危険にさらさないよう、適切な組織的・技術的保護措置を講じ、水の消費を最小限に抑え、水の管理を改善する必要があります。

2.7 有害物質と廃棄物

サプライヤーは、その敷地内で保管もしくは加工する、または生産中に発生する化学物質およびその他有害物質を取り扱う場合、適切な識別と表示を行い、適切な保管区域と加工手順を確保し、また、従業員への指導を実施しなければなりません。大気汚染、土壌汚染、水質汚染、その他の有害な影響など、こうした物質による危険は、技術的に可能な限り防止する必要があります。サプライヤーは、現場で発生する有害廃棄物を注意深く分類し、適切に収集、保管、調整、処分するために、適切な廃棄物管理システムと手順を確立するものとします。また、サプライヤーは、廃棄物が処分の過程で不法に処分されないよう保証する必要があります。

3. ビジネス倫理原則

サプライヤーは、全ての取引において、本SCOCに記載された企業倫理に関する以下の原則を遵守することを保証するものとします。

3.1 汚職防止、贈収賄防止およびマネーロンダリング防止

サプライヤーは、その全てのビジネス上のやり取りと取引において、最高水準の倫理的行動を取り、特に、適用される全ての腐敗防止法を遵守することを約束します。これには、特に米国の海外腐敗行為防止法および英国の贈収賄防止法が含まれますが、これらに限定されません。

サプライヤーは、特に贈収賄、汚職、恐喝、横領、およびマネーロンダリングに関して、サプライヤーおよびその子会社が刑事責任を問われる恐れがあるいかなる形態の行為にも関与しないことを保証します。サプライヤーは、約束、申し出、許可、授受を問わず、直接的に、または間接的に第三者を通じて、いかなる種類の賄賂、もしくは不当または不適切な利益を得るその他の手段に関与しないものとし、また、その子会社がこれに関与しないことを保証します。鉱物原料を供給するサプライヤーは、「採取産業透明性イニシアティブ」(EITI)の原則に従って支払いを開示することを約束する必要があります。

3.2 反競争的行為

サプライヤーは、適用される法令に従い、公正なビジネス、広告、および競争について適用される全ての基準を守るものとします。特に、サプライヤーは、利益相反を避け、偽造部品の提供や偽造部品から利益を得ることを避け、製品適合性と製品安全性、反トラスト法、輸出管理、および経済制裁に関する適用法に従うものとします。

3.3 秘密保持

サプライヤーは、関連する法的要件に従い、ベバストから開示された全ての企業秘密およびその他の法的に保護された情報の秘密を保持するものとします。さらに、サプライヤーは、ベバストと締結した秘密保持契約、またはベバストと締結した契約に含まれる秘密保持条項に従って、財務的責任に関する情報を含むがこれに限定されない、その他のビジネス情報の秘密を保持するものとします。

3.4 プライバシーおよび知的財産

サプライヤーは、ベバストとのビジネス関係の過程で知り得た個人データを、適用されるデータ保護とデータ・セキュリティに関する法令および規制要件にのみ従って処理するものとします。

サプライヤーは、知的財産の保護に関する国内および国際的に適用される全ての法律を遵守するものとします。知的財産には、登録可能な財産権（特許、商標、意匠など）、ドメイン、著作権、および公正取引要件が含まれます。さらに、サプライヤーは、知的財産権の侵害を避けるために必要な使用权を全て有していることを保証する必要があります。

3.5 人工知能

人工知能（特に機械学習と深層学習）を開発・使用するサプライヤーは、人工知能の適用において、責任ある使用と取り扱い、説明可能性、プライバシー保護、および安全性と信頼性を確保するものとします。その際には、人間が引き続き開発を制御する主体であること、また、機会とリスクが等しく考慮されることを保証するアプローチに従うものとします。

3.6 制裁措置

サプライヤーは、適用される全ての国内および国際的な制裁措置ならびに貿易禁輸措置を確実に遵守しなければなりません。この目的のため、サプライヤーは、制裁違反のリスクを回避するために必要なあらゆる措置を講じるものとします。

4. 一般原則

サプライヤーは、自社の事業分野とサプライチェーンにおけるサプライヤーの業務と製品に関連して適用される全ての法律、規制、および本SCOCを含むがこれに限定されないベバストとの合意を遵守することを保証します。

サプライヤーは、その従業員が告発システム、またはその他の適切な手段により、本書に定める諸原則に反する違反行為を匿名で指摘できることと、報復から保護されることを保証します。

5. 通報と対策

サプライヤーは、自社の事業領域やサプライチェーンにおいて、本SCOCの違反または違反のリスクを認識した場合、直ちに適切な是正措置を講じるものとします。さらに、これに関して違反が確認された場合、または公式の調査手続きが取られた場合、サプライヤーは以下のいずれかの方法でベバストに通知するものとします。

- ベバスト告発者ホットライン: <https://www.bkms-system.com/webasto>または

- 電子メール: compliance@webasto.com

ベバストの要請に応じて、サプライヤーは、本SCOCに記載された規則、法律、諸原則から生じる義務をベバストが遵守できるようにするために、ベバストに全面的に協力する義務を負います。特に、サプライヤーはベバストが提供する自己開示アンケートに回答し、その知る限りにおいて完全かつ真摯に回答し、関連書類を提出する必要があります。

サプライヤー自体の事業領域、またはサプライヤーのサプライチェーン内において、本SCOCに記載された義務に対する違反を予見可能な将来において解消できない場合、ベバストはサプライヤーや関連する第三者と協力して、違反を解消すること、またはその重大性を一定期間内に最小限に抑えることを目的とした是正措置計画を策定し、実施するものとします。サプライヤーは、その能力の及ぶ限り、ベバストを支援するものとします。

ベバストの要請に応じて、サプライヤーは、本SCOCに定義されたベバストの基準と期待事項に関する研修と追加の教育に参加するものとします。

ベバストは、サプライヤーが本SCOCに違反し、期限内にその違反を是正しない場合、サプライヤーとの供給関係を一時停止または終了する権利を有するものとします。

6. 監査

ベバストは、妥当な事前通知を行った上で、世界中のサプライヤーの拠点において、本SCOCに定められた条項の遵守状況を監査する権利を有するものとします。かかる監査は、ベバストの判断により、現場またはバーチャルで実施されますが、各拠点の通常の営業時間内に行われるものとします。ベバストは、サプライヤーの業務を、合理的に可能な限り、中断させないよう努めるものとします。また、ベバストは独立した監査人による監査実施の権利を有します。ただし、当該監査人は、ベバストにもSCOCに関連する当該監査の結果についてのみ通知する旨を記した書面による秘密保持契約により、事前に秘密保持の義務を負うものとします。理由がない場合の監査は、拠点ごとに12か月に1回、サプライヤーごとに12か月に4か所を超えない範囲でのみ実施することができるものとします。理由がある場合の監査には回数制限はありません。ただし、理由に該当するかはベバストの合理的な裁量に基づいて判断されます。監査中に本SCOCの規定からの著しい逸脱が確認されない限り、監査にかかる費用はベバストが負担するものとします。

7. 商業上のフローダウン

サプライヤーは、本SCOCの下で自らが負う全ての義務を、その下請業者、サブサプライヤーおよびその他の補助担当者に課すものとし、また、ベバストがサプライヤー自体に対して有する権利と少なくとも同等の権利を、かかる下請業者、サブサプライヤーおよびその他の補助担当に対して有することを保証するものとします。

本SCOCに署名することにより、サプライヤーは本SCOCの諸規定を遵守することを確認し、それぞれの法人の社会的および環境的責任に関する、本SCOCと同等レベルの方針を導入・維持することを約束します。

日付・場所: _____

名前・役職: _____

署名: _____